

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 県議会の議長、副議長及び議員の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき議員報酬を減額することとした。
。（附則第32項、附則第36項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）